

# 役員等報酬および費用弁償規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恒仁会（以下「法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づく評議員、役員（以下「役員等」という。）の報酬額等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (報 酬)

第2条 役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員として職員給与等を得ている場合は、これを支給しない。非常勤役員については、本会の用務で会議等に出席した場合に、その日数に応じて支給する。

2 前項の報酬の額は、次のとおりとする。

役職	報酬額
理事長（常勤）	1,000千円／月
理事（常勤）	450千円／月
理事（非常勤）	10千円／日
監事（非常勤）	10千円／日
評議員	10千円／日

3 前項の報酬の額の内、理事長報酬額については、同項で定める額を上限として具体的な報酬金額は理事会が決定するものとし、法人の経理の状況が悪い場合には減額して支給することが出来る。

## (支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

## (費用弁償)

第4条 役員が、理事会、その他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 宿泊料については、職員の旅費規程に準じて、宿泊費の実費額とする。

## (改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

## 付 則

この規程は、平成22年12月24日から施行する。

この規定は、平成29年6月12日から施行する。

この規定は、平成30年6月12日から施行する。